

【別添1】

利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務委託仕様書(案)

1 委託業務名

利用拡大”米粉チャレンジ”事業業務委託

2 事業の趣旨

コロナ禍において主食用米の需要が縮小する中、輸入小麦価格の高騰を背景に、小麦粉等の代替としてパンや麺等の原料となる米粉の利用が注目されている。

米粉は、もちりとした食感を引き出し、揚げ物では吸油率が低く食感や摂取カロリーを改善するほか、グルテンを含まない等の特長があり、中食・外食において需要の拡大が期待されるが、小麦粉に比べ割高であることや、製造技術の面で導入が容易ではなく、これら課題の解決に向けた支援が必要である。

また、米粉の特長を活かした商品の消費者層として、量販店等のパンや惣菜等の中食の利用者、食育活動において米の多様な食べ方を学ぶ児童・生徒及びその保護者、グルテンフリーを求める消費者などが考えられ、多様なメディアを用いた米粉食品のPRを併せて行い、消費者層の拡大と定着を図る必要がある。

このため、県産米を原料とした米粉（以下「県産米粉」という）の利用拡大の機運を高め、需要を拡大することを目的として、県内の食品製造業者、農産加工事業者、飲食業者等における県産米粉を使用した商品の開発に対する支援及び消費者に対する県産米粉食品の消費拡大の啓発を行う。

3 業務委託期間

契約締結の日～令和5年3月15日（火）まで

4 業務内容

(1) 商品開発力向上講習会等の実施

- ① 対象者：食品製造業者、農産加工事業者、飲食業者等、必要な営業許可等のもと県内において食品の製造・販売を行う者又はその団体（以下「事業者」という）
- ② 方法：ア．集合型研修（8回程度）
イ．事業者へのアドバイザー派遣（個別指導、上限2回/対象×10対象程度）
- ③ 委託内容：ア．米粉商品の新規開発や既存商品の改良に係る講習会（米粉の種類、米粉の特長を生かした加工技術、パッケージやプロモーション方法の改善等）の企画・受講者の募集・運営
イ．米粉商品の新規開発や既存商品の改良に係るアドバイザーの派遣、受講者の募集

【別添1】

④ その他：

- ・ 実施内容、講師選定、会場、教材等の準備は、県と協議のうえ受託者が行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式で開催できない場合は、オンライン等に切り替えて実施すること。

(2) 原材料購入助成金の交付

①対象者：本助成事業開始の日から令和5年2月末日までに県産米粉を利用して新商品（又は既存の商品を改良した商品）を製造し販売する事業者

②委託内容：4の（2）の①に記載の期間に原材料として購入する数量の県産米粉と小麦粉（事業者が通常使用している製品の価格）との差額を補填する助成金（県産米粉概ね30トン分の新規消費拡大を目標とする）

③その他：

ア． 県と協議のうえ実施要領を作成し行うこと。

イ． 本助成金事業の活用者は下記（3）のキャンペーンの参加事業者とし、30者以上を助成対象とするよう努めること。

ウ． 助成金については消費税・全体管理費の対象としないこと。

(3) 県産米粉食品の販売促進キャンペーンの展開及び情報発信

①目的：米粉や県産米粉食品に対する消費者の関心を高め、県産米粉食品の購買促進を図る

②委託内容：

ア． 県産米粉食品の販売促進キャンペーン（令和4年11月下旬～令和5年2月）の実施

- ・ キャンペーンの企画・運営、事業者の参加募集
- ・ 販促資材等の作成や各種メディアを用いた消費者への情報発信
- ※ 月ごとのテーマや企画の立案や、店頭におけるPRの工夫（販促資材の作成等）など、常に消費者の関心を高めるよう工夫し実施すること。

イ． 上記アのキャンペーンのキックオフイベントの開催

イベントの企画・運営、参加者の募集及び必要事項の連絡・調整

- ※ 消費者等を対象とした商品の試食・求評を行い、キャンペーンのPRや商品の改良に資すること（新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを実施できない場合、代替案を提案し実施すること）。

ウ． 多様な媒体や手法を用いた効果的な情報発信

消費者参加型の企画による情報発信あるいは商品開発等

- ※ 上記キャンペーンと連動した県産米粉食品のPRや、消費者のアイデアによる米粉の食べ方の提案等を行う内容とすること。

(4) 留意事項

【別添1】

- ・山形県と業務内容に関する具体的な協議を行い、業務を実施すること。
- ・チラシ等の作成、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会等のホームページの活用のほか、消費者のライフスタイルに合わせた各種メディア（テレビ、SNS、雑誌、新聞、各種広告）の活用やインフルエンサーの起用等で露出の拡大に努め、効果的に本県産米粉食品をPRし、集客・購買促進、消費者層の拡大を図ること。
- ・必要に応じ、レシピや写真等について、県への譲渡ならびに米粉普及拡大のために県及び関係団体が二次利用することについて書面で承諾を得ること。
- ・本事業業務委託以外で行う県の県産米粉利用拡大関連事業（高校生うまいもの米粉商品開発プロジェクト、令和4年度県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金等）との連携を図ること。

5 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況等を記載した業務完了報告書を2部提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に留意し、マスクの着用や手指消毒、検温など、参加者等の感染対策を適切に講じること。
- (3) 業務遂行上必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用することとするが、これにより難しい場合は、リースレンタルにより対応すること。
- (4) 製作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続き等については、全て受託者が行うこと。
- (5) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (9) 本事業は、「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」を活用した事業であるため、当該業務に係る関係書類・会計帳簿を備え付けるとともに、通常業務等の経理と明確に区分して、委託料の用途が明らかになるよう経理を行うこと。また、支出の内容を証する書類等を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了する日の属する年度の末日から5年間保管し、県等の要求があった場合は、いつでも閲覧に供することができるようにしておくこと。

【別添1】

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。